

○公認部会等の認定及びその更新に関する内規

令和2年3月5日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、國學院大學公認部会等に関する規程（以下、同大學を「本学」といい、同規程を「公認部会等規程」という。）第2条に基づき、公認部会及び準公認部会（以下「公認部会等」という。）の認定及びその更新について必要な事項を定める。

第2章 準公認部会の認定及びその更新

第1節 準公認部会の認定

(資格)

第2条 本学の学部学生が課外活動を行うために自主的に組織した団体で、その会員数が10名以上であるものは、本節の規定により、準公認部会の認定を受けることができる。

(申請書類)

第3条 前条の団体は、準公認部会の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を学生部長に提出して、申請しなければならない。

- (1) 準公認部会認定申請書
- (2) 会員名簿
- (3) 設立趣意書
- (4) 会則
- (5) 誓約書
- (6) その他学生部委員会が指定した書類

(申請期間)

第4条 準公認部会の認定を申請することができる期間は、6月1日から6月末日及び10月1日から10月末日とする。ただし、学生部委員会は、必要があると認めるときは、その期間を延長し、又はその期間を新たに設けることができる。

(申請の制限)

第5条 準公認部会の認定を否決された団体は、その認定を申請したときから1年以上経過しなければ、再度その認定を申請することができない。

2 公認部会等規程第10条第2項第3号の処分を受けた公認部会等と同一と認められる団体は、処分を受けたときから2年以上経過しなければ、準公認部会の認定を申請することができない。

(可否の決定)

第6条 前条までの規定により準公認部会の認定が申請されたときは、学生部委員会は、その可否を決定しなければならない。

2 学生部委員会は、準公認部会の認定の可否を決定するにあたっては、代表学生及び代表指導者に対しヒアリングをしなければならない。

(可決のときの効力)

第7条 学生部委員会が準公認部会の認定を可決したときは、その認定は、次年度の6月末日まで効力を有する。

第2節 準公認部会の認定の更新

(資格)

第8条 準公認部会は、本節の規定により、その認定の更新を受けることができる。

(回数)

第9条 準公認部会がその認定の更新を受けることができる回数は、2回とする。

(申請書類)

第10条 準公認部会は、その認定の更新を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を学生部長に提

出して、申請しなければならない。

- (1) 準公認部会更新申請書
- (2) 会員名簿
- (3) 誓約書
- (4) 活動状況報告書
- (5) 活動計画書
- (6) 会計報告書
- (7) その他学生部委員会が指定した書類
(申請時期)

第 11 条 準公認部会は、その認定の更新を受けようとするときは、その認定の効力が消滅する前に、申請しなければならない。

(申請期間)

第 12 条 準公認部会の認定の更新を申請することができる期間は、5月1日から5月末日までとする。

(可否の決定)

第 13 条 前条までの規定により準公認部会の認定の更新が申請されたときは、学生部委員会は、その可否を決定しなければならない。

(可決のときの効力)

第 14 条 学生部委員会が準公認部会の認定の更新を可決したときは、その認定は、次年度の6月末日まで効力を有する。

(否決のときの特例)

第 15 条 学生部委員会は、準公認部会の認定の更新を否決したときは、新たな申請期間を設けて、申請をやり直す機会を与えることができる。

2 学生部委員会は、前項の機会を与えて準公認部会の認定の更新の可否を再決定するときは、その認定は、そのときまで効力を有する。

第 3 章 公認部会の認定及びその更新

第 1 節 公認部会の認定

(資格)

第 16 条 準公認部会の認定の更新を 2 回受けた準公認部会は、本節の規定により、公認部会の認定を受けることができる。

(申請書類)

第 17 条 前条の準公認部会は、公認部会の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を学生部長に提出して、申請しなければならない。

- (1) 公認部会認定申請書
- (2) 会員名簿
- (3) 誓約書
- (4) 活動状況報告書
- (5) 活動計画書
- (6) 会計報告書
- (7) その他学生部委員会が指定した書類
(申請時期)

第 18 条 第 16 条の準公認部会は、公認部会の認定を受けようとするときは、準公認部会の認定の効力が消滅する前に、申請しなければならない。

(申請期間)

第 19 条 公認部会の認定を申請することができる期間は、5月1日から5月末日までとする。

(可否の決定)

第 20 条 前条までの規定により公認部会の認定が申請されたときは、学生部委員会は、その可否を決定し

なければならない。

(可決のときの効力)

第21条 学生部委員会が公認部会の認定を可決したときは、その認定は、次年度の6月末まで効力を有する。

(否決のときの特例)

第22条 学生部委員会は、公認部会の認定を否決したときは、新たな申請期間を設けて、申請をやり直す機会を与えることができる。

2 学生部委員会は、前項の機会を与えて公認部会の認定の可否を再決定するときは、準公認部会の認定は、そのときまで効力を有する。

第2節 公認部会の認定の更新

(資格)

第23条 公認部会は、本節の規定により、その認定の更新を受けることができる。

(申請書類)

第24条 公認部会は、その認定の更新を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を学生部長に提出して、申請しなければならない。

- (1) 公認部会更新申請書
- (2) 会員名簿
- (3) 誓約書
- (4) 活動状況報告書
- (5) 活動計画書
- (6) その他学生部委員会が指定した書類

(申請時期)

第25条 公認部会は、その認定の更新を受けようとするときは、その認定の効力が消滅する前に、申請しなければならない。

(申請期間)

第26条 公認部会の認定の更新を申請することができる期間は、5月1日から5月末日までとする。

(可否の決定)

第27条 前条までの規定により公認部会の認定の更新が申請されたときは、学生部委員会は、その可否を決定しなければならない。

(可決のときの効力)

第28条 学生部委員会が公認部会の認定の更新を可決したときは、その認定は、次年度の6月末まで効力を有する。

(否決のときの特例)

第29条 学生部委員会は、公認部会の認定の更新を否決したときは、新たな申請期間を設けて、申請をやり直す機会を与えることができる。

2 学生部委員会は、前項の機会を与えて公認部会の認定の更新の可否を再決定するときは、その認定は、そのときまで効力を有する。

第4章 雑則

(運営事務)

第30条 この内規に定める運営事務は、学生生活課及びたまプラーザ事務課が行う。

(改廃)

第31条 この内規の改廃は、学生部委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。